

## 第2章 基礎知識

### 労働法とは

私たち国民は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有し、憲法は労働者に対して、勤労の権利と、団結する権利、団体交渉その他の団体行動をする権利(いわゆる労働三権)を保障し、また、賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準を法律で定めることとしています(憲法第27条・第28条)。

そして、この憲法の理念を具体化するため、労働基準法、労働契約法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法、労働安全衛生法、職業安定法などの法律が制定されています。ここでは、労使の個別的、あるいは集団的労使関係の法律や労働者保護に関する法律などを総称して「労働法」と呼んでいます。

内容的には、次ページのように大別できます。

～日本国憲法第27条・第28条～

[勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止]

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

[勤労者の団結権、団体交渉権、団体行動権]

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

### 労使関係とは

労使関係は、「個別的労使関係」と「集団的労使関係」にまとめることができます。

「個別的労使関係」とは、個々の労働者と使用者との間の、労働契約の締結、展開、終了をめぐる関係をいい、「集団的労使関係」とは、労働組合の結成、組織、運営及び労働組合と使用者との団体交渉を中心とした関係をいいます。

<p><b>労働条件の基準等に関する法</b></p> <p>労働条件の最低基準を定め、その基準に達しない労働条件を無効とするとともに、違反した使用者への罰則などについて規定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働基準法（労基法）</li> <li>○最低賃金法（最賃法）</li> <li>○賃金の支払の確保等に関する法律（賃確法）</li> <li>○労働安全衛生法（安衛法）</li> <li>○家内労働法</li> </ul>
<p><b>労働契約の民事上のルールに関する法</b></p> <p>労働関係の権利義務を定める労働契約に関して、使用者と労働者の間の民事的なルールを明らかにしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働契約法</li> </ul>
<p><b>雇用の安定に関する法</b></p> <p>労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実並びに労働生産性の向上を促進し、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発・向上を図るための施策などを規定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）</li> <li>○職業安定法（職安法）</li> <li>○職業能力開発促進法（能開法）</li> <li>○地域雇用開発促進法</li> <li>○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）</li> <li>○障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）</li> <li>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）</li> <li>○青少年の雇用の促進等に関する法律（青少年雇用促進法）</li> <li>○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（男女雇用機会均等法）</li> </ul>
<p><b>労働保険・社会保険に関する法</b></p> <p>労働者が病気をしたり失業した場合の生活を保障するための諸制度について規定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働者災害補償保険法（労災法）</li> <li>○雇用保険法</li> <li>○健康保険法</li> <li>○厚生年金保険法</li> <li>○介護保険法</li> <li>○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（労働保険徴収法）</li> </ul>
<p><b>労働者福祉や職場環境整備に関する法</b></p> <p>労働者福祉や男女がともに働きやすい職場環境の整備について、国や使用者が行うべき事項について規定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業退職金共済法（中退金法）</li> <li>○勤労者財産形成促進法（財形法）</li> <li>○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）</li> <li>○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）</li> <li>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）</li> <li>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）</li> <li>○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（労働時間等設定改善法）</li> </ul>
<p><b>集団的労働関係に関する法</b></p> <p>労働者に労働三権を保障し、労使間の紛争の解決方法などについて規定しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働組合法（労組法）</li> <li>○労働関係調整法（労調法）</li> <li>○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律</li> <li>○労働審判法</li> </ul>